

訴状要旨の陳述

平成29年2月21日

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤博文

弁護士 皆川洋美

第1 南スーダン紛争の実態と国連 PK0

1 スーダン共和国から南スーダン共和国の分離独立と国連 PK0

(1) 「スーダン」とは、もともと、西アフリカから東アフリカに至るサハラ砂漠以南の地域名称で、これを「歴史的スーダン」という。

南スーダンが分離独立する前のスーダン共和国は、歴史的スーダンの東部地域にあたり、アフリカ大陸最大の国土を有していた。

(2) スーダン共和国は、旧英埃領であり、1956年に独立したが、内戦（第1次）は1972年の停戦合意まで続いた。

1983年、南部に「新スーダン」建設を掲げる反政府組織スーダン人民解放軍（SPLA）が組織され、第二次内戦が始まった。この内戦により2005年までに200万人が死亡したとされる。

(3) 2005年、南北包括平和合意の履行を目的とする「国連スーダン・ミッション」（UNMIS）が設立された。

そして、2011年7月9日、南スーダン共和国が建国された。

同時に、UNMIS は目的を終え、新たな国家建設を支援する「国連

南スーダン共和国ミッション」(UNMISS)が創設された。

(4) 南スーダンは、国家予算の60パーセントを軍事関係に費やし、国家開発関係予算は11パーセントに過ぎない。一方で、豊富な地下資源を持ち、将来の経済成長が見込まれ、「資本主義最後のフロンティア」と呼ばれるアフリカの枢要部に位置している。

南スーダン周辺の国々は深刻な内戦等の問題を抱えており、UNMISSのほか、地球上で活動している16のうち9つの国連PKOが活動しており、そのうち5つが南スーダンとその隣国にある。これらは、軍事要員の派遣が、ほかのPKOと比較して突出して多い。

(5) 南スーダン以南の国の主要宗教がキリスト教、以北の国の主要宗教がイスラム教であり、南スーダンPKOはキリスト教国家を治安軍事面から支え、イスラム教系国家に対抗する構図の一角をなす。

2 南スーダン建国後と国連PKO

(1) UNMISSの第一次的な任務は停戦合意後の停戦監視や復興支援ではなく、独立した南スーダンの長期的な国づくり支援であり、後述する国連PKO派遣の同意原則や、我が国のPKO協力法の参加5原則の「停戦合意」は問題にならなかった。

(2) しかし、2013年、政権与党(SPLM)内で政治闘争が激化し、大統領派(SPLA)と反政府軍(SPLA-IO)の内戦が始まった。

2014年に停戦合意をするが、守られることなく、全人口の2割が国内外の避難民となり、村落の焼き討ち、虐殺、集団レイプ等が行われ、480万人が食糧不足に陥ったまま現在に至っている。

(3) 複数回なされた停戦合意が守られないため、2014年にUNMISSの筆頭任務を住民保護に変更し、目的遂行のために政府軍SPLA及び反政府軍SPLA-IOと戦闘する武器使用権限を付与した。

(4) それ以降も、停戦合意は守られず、2016年7月には首都ジュ

バで300名以上、中国兵2名が死亡する激しい内戦があった。

この事態を受けて、同年8月12日国連安保理決議2304号は、地域防護軍4000人の増兵は、文民保護のために「いかなる主体に対しても迅速で効果的な交戦」を行う権限を与えた。

3 南スーダン国連PKOへの自衛隊の対応

南スーダンPKOへの自衛隊派遣は訴状記載の通りである。

2013年12月から活動した第5次隊のとき、UNMISS司令部から、宿営地を武装勢力の襲撃から防護するため、各国のPKO部隊と共に網の目の様に大砲や機関銃を撃つ「火網」を求められたことや、韓国の工兵部隊から小銃弾1万発の譲渡依頼があり提供したことなどが記録されている。

第2 国連憲章における平和的解決義務と平和維持活動（PKO）

1 国連憲章におけるPKOの位置付け

(1) 国連憲章は、原則として武力行使を禁止し、その上で、武力行使禁止の例外として、①国連憲章7章によって認められる集団措置としての武力行使、②自衛権の行使としての武力行使を認める。

従って、PKOは、国連憲章上の明文の根拠をもたない。しかし、1956年スエズ危機時に派遣された第1次国連緊急軍を皮切りに、コンゴ、レバノン、キプロスなどへの派遣を通じて国際紛争解決の手段として定着してきた。

(2) このように、PKOは、当初から軍事的な性格をもつものとして発足し、PKO=PKF（平和維持軍）だった。その後選挙監視、難民定着などの新たな分野が加わったものの、PKOは、「紛争地域の平和の維持もしくは回復を助けるために国連によって組織される軍事要員を伴う活動」であり、その本質はあくまでも軍事活動である。

従って、例えば「国連ニカラグア選挙監視団（ONUVEN）」は、選挙監視等に止まり軍事要員の利用を含まなかったため、国連では平和維持活動とは考えられていない。

- (3) 国連 PKO の基本原則として、①主要な紛争当事者の同意（同意原則）、②PKO 要員の活動の公平性の維持（公平原則）、③関係者に対する強制を行わず武力行使は自衛に限られる（自衛原則）が確立されてきたとされる。

しかし、もともと明文規定を有しない PKO は、上記基本原則が存するといいつつも、その都度例外が生じてきたのが実情だった。

- (4) 最も重要な変化は、2000年代以降の PKO 活動の大多数が、総会決議ではなく安保理決議によって設立され、憲章第7章のもとの武力行使権限を付与されるようになったことである。

この転機となったのが、1992年6月17日、ガリ国連事務総長の安保理に対する報告書「平和のための課題」である。この中で、ガリ事務総長は、平和維持軍（PKF）より重装備の「平和強制部隊」の提案を行なっている。

そして、1999年8月2日、国連アナン事務総長は、PKO の軍事要員に国際人道法＝国際交戦法規が適用されるとした。

また、2000年8月「ブラヒミ・レポート」は、PKO 要員は自己の生命・身体だけではなく、PKO 部隊や保護対象に対する攻撃があった場合、その根源の鎮圧のために十分な反撃を可能とするような強力な交戦規則を有することが必要であるとした。こうして、国連 PKO は、各国の軍隊と同じ国際法上の地位を有するに至った。

- (5) 以上の経緯を経て実施されている南スーダン PKO は、国連憲章第7章の軍事的任務を持ち、強力な交戦規則を有するものである。

これに対しては、国連加盟国や当事国から内政干渉であるとの指

摘がなされ、軍事的介入の効果を疑問視する批判もなされている。

いま、南スーダンでは、国連 PKO が政府軍からも反政府軍からも攻撃され、これに国連 PKO が対抗しているという事態を理解するには、かかる国連 PKO の変質を理解することが重要である。

第3 日本国憲法と PKO 協力法

1 日本国憲法における平和主義

- (1) 日本国憲法前文及び9条は、「国権の発動たる戦争」や「武力による威嚇又は武力の行使」という手段で「国際紛争を解決する」ことを否定し、そのために一切の戦力を保持しないと宣言する。徹底した非軍事平和主義が日本国憲法の態度である。

従って、たとえ国連によるものであろうと、軍事的な国際紛争解決に関与することは憲法に反する。それ故、わが国は、国連に加盟するに際し、「国際連合の加盟国としての義務を、その有するすべての手段をもって履行する」と約束し、軍事的協力、軍事的参加の義務は負わないことを明らかにしている。

- (2) 憲法第9条1項が武力の行使又は武力による威嚇を禁止している点は、国連憲章と共通する。しかし、日本国憲法は交戦権を否認すると同時に一切の戦力を放棄し、対外的な戦闘行動を任務とする人的物的装置を保持しない点において（9条2項）、国連憲章の精神をさらに進めた先駆的な内容である。

このような憲法9条の下、当初、日本は国連 PKO の本体業務（軍事活動）に参加することはなかった。

2 PKO 協力法の違憲性

- (1) しかし、1992年6月に制定された PKO 協力法は、自衛隊の PKO 派遣を、いわゆる PKO 5 原則の下で可能にするものだった。

PKO 5 原則は、①紛争当事者間の停戦合意の存在、②活動領域国を含む紛争当事者による PKO と日本の参加への同意、③中立性の厳守、④上記原則のいずれかでも満たされない場合の撤収、⑤要員の生命等の保護のための最小限の武器の使用である。

この PKO 協力法は、軍事活動である国連 PKO への参加であるから憲法 9 条に反すると言わざるを得ず、制定当初から違憲の立法であった（法令違憲）。

- (2) その後数次の改正において、「組織としての武器使用」を認め、さらには PKO 協力法制定時に凍結されていた「本体業務」の解除がなされた。そして、2000 年頃からは、軍事的に強化された国連 PKO が主流となった。結果として、憲法との整合性がとれなくなった日本は参加が難しく、現在派遣されているのは、本件だけである。

3 安保関連法で追加された新任務に関する規定の違憲性

安保関連法で追加された新任務に関する規定は、旧法の法令違憲性を量的・質的に拡大させるものである。

- (1) 安保関連法においては、駆け付け警護と外国軍隊等を守るための武器使用を新たに認めた。駆け付け警護は、軍事用語で言う「奪還作戦」に相当し、戦闘行為の中核をなす上、他国防衛を本質的内容として含むものである。政府解釈の「専守防衛」の立場からしても憲法 9 条に違反することは明確である。
- (2) 安保関連法はまた、宿営地の共同防護と任務遂行に必要な武器使用を認める。宿営地の共同防護は、軍事用語で言う「陣地防御」に相当し、自国だけでなく他国の人員の防護を含むから、他国防衛をその本質的内容に含むものである。

陣地防御は、戦闘行為における最も重要な活動であり、憲法 9 条に明確に違反する。

(3) このように安保関連法により追加された新任務は法令違憲性をさらに拡大させるものである。

4 南スーダン PKO 派遣の違憲性 (適用違憲)

(1) PKO 参加 5 原則のうち、①紛争当事者間の停戦合意はもはや崩壊しており、②紛争当事者による国連及び PKO 参加同意が存在しているとはいえず、③UNMISS は政府軍にも反政府軍にも武力で対抗しており、「中立的」ではない。前述したように、内戦の激化に伴い、UNMISS の性質は大きく変容している。

(2) 2014年5月27日安保理決議2155号は UNMISS の筆頭任務を住民保護に変更し、目的遂行のために政府軍 SPLA 及び反政府軍 SPLA-IO と戦闘する武器使用権限を付与した。

2016年8月12日国連安保理決議2304号は、地域防護軍4000人の増派を決め、文民保護のために「いかなる主体に対しても迅速で効果的な交戦」を行う権限を与えた。

(3) かかる国連決議は、PKO 参加 5 原則の①～③が破綻していることを示している。従って、④原則に基づき、わが国独自の判断で中断・撤退を行うべきである。これを引き延ばすことは、自衛隊員の命と憲法を蔑ろにするものである。

(4) PKO 参加 5 原則の⑤は、要員の生命などの保護のための最小限の「武器の使用」に限るものだが、南スーダン PKO では、国連決議により武力行使が真正面から認められている。

(5) 以上より、南スーダン PKO に自衛隊を派遣することは、明らかに憲法 9 条に違反するので、派遣の即時中止と、損害賠償を求めるものである。

以上